

平成22年 No. 4

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則
東京学芸大学役付職員選考規程等の一部を改正する規程

制定理由

附属図書館長は、学長の任命制とすること及び理事をもって充てられるようにすることに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年 1 月 27 日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成22年 1 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成22年学則第 1 号

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第 2 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学役付職員選考規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年 1 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成22年規程第 3 号

東京学芸大学役付職員選考規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第 2 号）
- (2) 東京学芸大学附属図書館規程（昭和39年規程第12号）
- (3) 東京学芸大学選挙規程（昭和42年規程第 3 号）

国立大学法人東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由： 附属図書館長は、学長の任命制とすること及び理事をもって充てられるようにすることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] (副学長) 第14条 副学長は、学長が任命する理事又は職員をもって充てる。 2 副学長に関する規程は、別に定める。 (事務局長) 第15条 事務局に事務局長を置く。 2 事務局長は、事務職員をもって充てる。 (学系長) 第16条 教育学部の各学系に学系長を置く。 2 学系長は、教授をもって充てる。 (附属図書館長) 第17条 附属図書館に館長を置く。 2 館長は、<u>学長が任命する理事又は教授</u>をもって充てる。 (施設及びセンターの長) 第18条 施設に施設長を置き、センターにセンター長（保健管理センターにあつては、所長。次項において同じ。）を置く。 2 施設長及びセンター長は、教授をもって充てる。 (附属学校長) 第19条 附属学校に校長（幼稚園にあつては園長。次項において同じ。）を置く。 2 校長は、教授をもって充てる。 [省略] <u>附 則</u> <u>この学則は、平成22年1月28日から施行する。</u>	[省略] (副学長) 第14条 副学長は、学長が任命する理事又は職員をもって充てる。 2 副学長に関する規程は、別に定める。 (事務局長) 第15条 事務局に事務局長を置く。 2 事務局長は、事務職員をもって充てる。 (学系長) 第16条 教育学部の各学系に学系長を置く。 2 学系長は、教授をもって充てる。 (附属図書館長) 第17条 附属図書館に館長を置く。 2 館長は、教授をもって充てる。 (施設及びセンターの長) 第18条 施設に施設長を置き、センターにセンター長（保健管理センターにあつては、所長。次項において同じ。）を置く。 2 施設長及びセンター長は、教授をもって充てる。 (附属学校長) 第19条 附属学校に校長（幼稚園にあつては園長。次項において同じ。）を置く。 2 校長は、教授をもって充てる。 [省略]

東京学芸大学役付職員選考規程の一部改正について

改正理由： 附属図書館長は、学長の任命制とすること及び理事をもって充てられるようにすることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(選考) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長，人文社会科学系長，自然科学系長，芸術・スポーツ科学系長，環境教育実践施設長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長及び附属学校の長（以下「役付職員」という。）の選考は，この規程の定めるところにより，学長が行う。 [省略] <u>第5条 削除</u> [省略] (期間の計算) 第9条 役付職員の任期の計算にあたっては，4月1日をそれぞれの起算日とする。 <u>(規程の改廃)</u> <u>第10条 この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は，平成22年1月28日から施行する。</u>	(選考) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長，人文社会科学系長，自然科学系長，芸術・スポーツ科学系長，<u>附属図書館長</u>，環境教育実践施設長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長及び附属学校の長（以下「役付職員」という。）の選考は，この規程の定めるところにより，学長が行う。 [省略] <u>(附属図書館長候補者の選出)</u> <u>第5条 附属図書館長候補者の選出は，各学系の教授会構成員による選挙により行う。</u> [省略] (期間の計算) 第9条 役付職員の任期の計算にあたっては，4月1日をそれぞれの起算日とする。

東京学芸大学附属図書館規程の一部改正について

改正理由：附属図書館長は、学長の任命制とすること及び理事をもって充てられるようにすることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(目的) 第1条 東京学芸大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）は、学術情報の収集、整理、保存、提供等を行い、本学における教育、研究等の支援に資するとともに、社会に開かれた図書館活動を行うことにより、広く学術の発展に寄与することを目的とする。 <u>（附属図書館長）</u> <u>第2条 附属図書館長は、理事又は本学専任の教授のうちから、学長が任命する。</u> <u>2 附属図書館長は、附属図書館の業務（東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）に定める附属図書館に関する事務を除く。）を統括する。</u> <u>3 附属図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の末日を超えることはできない。</u> <u>4 欠員が生じた場合の後任附属図書館長の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (運営) <u>第3条 附属図書館の運営に関する重要事項は、学術情報委員会において審議する。</u> (規程の改廃) 第4条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (利用) 第5条 附属図書館の利用に関することは、別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年1月28日から施行する。</u>	(目的) 第1条 東京学芸大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）は、学術情報の収集、整理、保存、提供等を行い、本学における教育、研究等の支援に資するとともに、社会に開かれた図書館活動を行うことにより、広く学術の発展に寄与することを目的とする。 (運営) <u>第2条 附属図書館の運営に関する重要事項は、学術情報委員会において審議する。</u> <u>第3条 附属図書館の業務は、教育研究支援部学術情報課において処理する。</u> (規程の改廃) 第4条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (利用) 第5条 附属図書館の利用に関することは、別に定める。

東京学芸大学選挙規程の一部改正について

改正理由： 附属図書館長は、学長の任命制とすること及び理事をもって充てられるようにすることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長、人文社会科学系長、自然科学系長及び芸術・スポーツ科学系長の各候補者選挙並びに総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系選出の教育研究評議会評議員（以下「評議員」という。）選挙について定め、その能率的な運営を確保することを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この規程において選挙権者及び被選挙権者とは、当該選挙の対象となっている職等の、東京学芸大学役付職員選考規程（昭和 42 年規程第2号。以下「役付職員選考規程」という。）及び国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会評議員選出規程（平成 16 年規程第 42 号）に定める選挙権者及び被選挙権者をいう。 (選挙の実施) 第3条 <u>第5条に定める</u>選挙管理委員会は、次の各号に掲げる事由の生じたときは、選挙を実施しなければならない。 (1) 役付職員選考規程の定めるところにより役付職員候補者の選出が必要となったとき。 (2) 評議員の任期満了のときの少なくとも 10 日前 (3) 評議員の各選挙母体ごとに欠員が生じたとき。 (公示) 第4条 <u>第5条に定める</u>選挙管理委員会は、任期満了又は定年による退職に伴う選挙の場合にあっては当該事由の生じる 50 日前までに、その他の選挙の場合にあってはその事由の生じた日から 10 日以内に、選挙の施行を公示しなければならない。 第2章 選挙管理委員会 (設置・構成) 第5条 <u>各学系長候補者選挙及び各学系選出の評議員選挙を管理する機関として、各学系に各学系選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を置く。</u>	第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長、人文社会科学系長、自然科学系長、<u>芸術・スポーツ科学系長及び附属図書館長</u>の各候補者選挙並びに総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系選出の教育研究評議会評議員（以下「評議員」という。）選挙について定め、その能率的な運営を確保することを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この規程において選挙権者及び被選挙権者とは、当該選挙の対象となっている職等の、東京学芸大学役付職員選考規程（昭和 42 年規程第2号。以下「役付職員選考規程」という。）及び国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会評議員選出規程（平成 16 年規程第 42 号）に定める選挙権者及び被選挙権者をいう。 (選挙の実施) 第3条 選挙管理委員会は、次の各号に掲げる事由の生じたときは、選挙を実施しなければならない。 (1) 役付職員選考規程の定めるところにより役付職員候補者の選出が必要となったとき。 (2) 評議員の任期満了のときの少なくとも 10 日前 (3) 評議員の各選挙母体ごとに欠員が生じたとき。 (公示) 第4条 選挙管理委員会は、任期満了又は定年による退職に伴う選挙の場合にあっては当該事由の生じる 50 日前までに、その他の選挙の場合にあってはその事由の生じた日から 10 日以内に、選挙の施行を公示しなければならない。 第2章 選挙管理委員会 (設置・構成) 第5条 選挙を管理する機関として、<u>本学に全学選挙管理委員会を、</u>各学系に各学系選挙管理委員会を置く。

2 <u>選挙管理委員会委員</u>は、各学系の教授会において、当該学系の教授会構成員のうちから3名を選出し、各学系長が委嘱する。 3 <u>選挙管理委員会</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 選挙管理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。 5 委員長は、会務を総括する。 <u>第6条 削除</u> 〔省略〕 （被選挙権者及び選挙権者の確定） 第8条 この規程により施行する選挙の被選挙権者は、選挙施行公示日に在職する者をもって確定する。ただし、役付職員選考規程第8条第1項の規定に基づき再任できない者及び当該選挙の対象となる職等の任期の初日において、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第24条に基づき定年退職した者となるものについては、被選挙権者から除くものとする。 2 この規程により施行する選挙の選挙権者は、選挙日に在職する者をもって確定する。ただし、選挙日及び<u>期日前投票</u>の全期間において休職中の者、育児休業中の者、停職中の者並びに海外渡航中の者は、選挙権者から除くものとする。 〔省略〕 （投票の方法） 第11条 投票は、選挙管理委員会が交付する別に定める投票用紙により、本人が投票所に出頭して行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、選挙管理委員会が別に定めるところにより、<u>期日前投票</u>を行うことができる。 〔省略〕	2 <u>全学選挙管理委員会委員</u>は、各学系の教授会において、当該学系の教授会構成員のうちから各3名を選出し、学長が委嘱する。 3 <u>各学系選挙管理委員会委員</u>は、各学系の教授会において、当該学系の教授会構成員のうちから3名を選出し、各学系長が委嘱する。 4 <u>全学選挙管理委員会及び各学系選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 選挙管理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。 6 委員長は、会務を総括する。 <u>（選挙管理委員会の所管区分）</u> <u>第6条 全学選挙管理委員会</u>は、附属図書館長の候補者選挙を管理する。 2 <u>各学系選挙管理委員会</u>は、各学系長候補者選挙及び各学系選出の評議員選挙を管理する。 〔省略〕 （被選挙権者及び選挙権者の確定） 第8条 この規程により施行する選挙の被選挙権者は、選挙施行公示日に在職する者をもって確定する。ただし、役付職員選考規程第8条第1項の規定に基づき再任できない者及び当該選挙の対象となる職等の任期の初日において、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第24条に基づき定年退職した者となるものについては、被選挙権者から除くものとする。 2 この規程により施行する選挙の選挙権者は、選挙日に在職する者をもって確定する。ただし、選挙日及び<u>不在者投票</u>の全期間において休職中の者、育児休業中の者、停職中の者並びに海外渡航中の者は、選挙権者から除くものとする。 〔省略〕 （投票の方法） 第11条 投票は、選挙管理委員会が交付する別に定める投票用紙により、本人が投票所に出頭して行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>公務又はやむを得ない事由により、不在者投票を申し出た者は</u>、選挙管理委員会が別に定めるところにより、<u>不在者投票</u>を行うことができる。 〔省略〕
--	---

(庶務) 第 1 6 条 選挙管理委員会の庶務は、教育研究支援部教育研究支援課が処理する。 (規程の改廃) 第 1 7 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成 22 年 1 月 28 日から施行する。</u>	(庶務) 第 1 6 条 <u>全学選挙管理委員会の庶務は、総務部人事課が、各学系選挙管理委員会の庶務は、教育研究支援部教育研究支援課が処理する。</u> (規程の改廃) 第 1 7 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。
--	--